那 塩 農 畜 第 369 号 令 和 7(2025) 年 9 月 11 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

市町村名	那須塩原市 (09213)							
(市町村コード)								
地域名	西那須野地区							
(地域内農業集落名)	( 永田町、扇町、あたご町、	西大和、西原町、五軒町、西栄町、東町、西朝日町、南町、西幸町、下永田1~8丁目、太夫塚1~6丁目)						
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年9月9日						
励識の和未を取りる	まとめた平月日	(第3回)						

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日|欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域に住宅地が混在しており、また、農地・農道が狭く農業がしづらい。
- ・農地の地代、固定資産税、相続税が高く負担が大きい。
- ・兼業農家が多く、後継者のいない経営体が多い。

【地域の基礎的データ】

担い手:26人、農業者平均年齢:約60歳、主な作物:水稲

# (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・住宅地が混在することを活かし、小さな農地を家庭菜園や市民農園として活用する方法を検討する。また、家庭菜園などの多目的な用途で活用するための制度改正や税制上の特例措置、機械等の導入に係る各種補助事業等を要望していく。
- ・法人化等集団での営農により、個人の負担軽減を図る。
- ・地域に適した高収益作物の導入を検討し、収益の増加を推進する。

#### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

≥	域内の農用地等面積	86.2 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	86.2 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha		

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項												
	(1)農用地の集積、集約化の方針												
	農地中間管理機構を活用して、地域の担い手を優先的に農用地の集積、集約を進めていく。												
	(2)農地中間管理機構の活用方針												
	積極的に農地中間管理機構を活用して、農用地の集積、集約を進めていく。												
	(3) 基盤整備事業への取組方針												
	農業の生産効率の向上	のため、	排水施設の整備を検討す	ける。									
	(4)多様な経営体の			/	D. 4								
	市、JA、直売所等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。												
	   (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針												
	地域内で農作業の効率化を図るため、活用できる農業支援サービス事業者等があれば、活用を検討する。												
	以下任意記載事項(地		青に応じて、必要な事項 <i>を</i>						•				
	□ ①鳥獣被害防止対	策 [	] ②有機・減農薬・減肥料	ł 🗆	③スマート農業		④輸出		⑤果樹等				
	□ ⑥燃料・資源作物:	等	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他				
	【選択した上記の取組	方針】			-				-				